新潟県条例第35号

改

新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年新潟県条例第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

後

(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第	第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第
100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142	100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142
条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新	条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新
潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における法第	潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における法第

改

条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新 潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における法第 141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」 という。)の使用、法第142条第1項第3号のビラ (新潟県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成並びに法<u>第143条第1</u> 項第4号の3の個人演説会告知用ポスター(新潟 県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポ スター(以下「選挙運動用ポスター」と総称する。)

の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるもの

TF.

(1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第 100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における法第 141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第3号のビラ(新潟県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成並びに法<u>第143条第1項第4号の2</u>の個人演説会告知用ポスター(新潟県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」と総称する。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

TF.

前

とする。 **附 則**

この条例は、公布の日から施行する。